

奈良県告示第五百六十三号

奈良県中小企業労働相談所設置規程（昭和三十一年四月奈良県告示第百八十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第四条第一項中「及び相談員を置く」を「を置き、雇用政策課長をもつて充てる」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第五条第二項を削る。

第六条第一項中「相談員による」を削り、同条第二項を削る。

第七条中「第二号様式」を「別記様式」に改める。

第一号様式を削り、第二号様式中「辨」を「記」に改め、同様式を別記様式とする。